

物品購入仮契約書

- 1 品 名 指導者・校務用コンピュータ

- ## 2 納入場所及び数量

市内小中学校・義務教育学校（全4校 104台）

(内訳)

輪島市立輪島小学校(輪島市河井町 18 部 1 番地 2)	30 台
-------------------------------	------

輪島市立輪島中学校(輪島市河井町 11 部 39 番地 1)	28 台
--------------------------------	------

輪島市立東陽小中学校(輪島市町野町栗蔵川原田 33 番地) 20 台

輪島市立門前学園(輪島市門前町清水 10 の 21 番地) 26 台

- 3 仕 様 別紙のとおり

- 4 納入期限 令和8年12月25日

- 5 契約金額 金 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)

- 6 契約保証金 金 円

- 7 特則条項 別紙2のとおり

上記物品の購入について、発注者輪島市と受注者　　　　　　　　　とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、本仮契約書の上記条件のほか、輪島市財務規則（平成 18 年輪島市規則第 41 号）及び別紙条項によって、公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書 2 通を作成し、発注者と受注者とが双方記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 8 年 月 日

発注者

石川県輪島市二ツ屋町 2 字 29 番地

輪島市

輪島市長 坂 口 茂

受注者

(総則)

第1条 受注者は、発注者の示す仕様書に従い、頭書の契約金額をもって、頭書の納入場所及び納入期限に納入し、発注者に引き渡すものとし、発注者は、その契約金額を支払うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第2条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し又は承継させてはならない。ただし、発注者の承諾を得た場合はこの限りでない。

(検査)

第3条 受注者は、物品を納入しようとするときは、その旨を発注者に通知し、発注者は、納入を受けた日から10日以内に受注者の立会の上、検査を行うものとする。

2 前項の検査のために必要な費用は、受注者の負担とする。

(引換え等)

第4条 受注者は、納入した物品の全部又は一部が前条第1項の検査に合格しないときは、速やかに引換え又は修補を行い、仕様書等に適合した物品を納入しなければならない。この場合における検査は、前条に定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、発注者により引換え又は手直しのための期間を指定されたときは、その期間内に仕様書等に適合した物品を納入しなければならない。

(所有権の移転、引渡し及び危険負担)

第5条 物品の所有権は、検査に合格したときに受注者から発注者に移転するものとし、同時にその物品は、発注者に対し引き渡されたものとする。

2 前項の規定により所有権が移転する前に生じた物品についての損害は、全て受注者の負担とする。

(契約不適合責任)

第6条 発注者は、納入された物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものである場合（以下「契約不適合」という。）は、別に定める場合を除き、受注者に対し、当該物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完を請求することができる。

2 前項に規定する場合において、発注者は、同項に規定する履行の追完の請求（以下「追完請求」という。）に代え、又は追完請求とともに、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。

3 第1項に規定する場合において、発注者が相当の期間を定めて受注者に対して履行の

追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その契約不適合の程度に応じて契約金額の減額を請求することができる。ただし、履行の追完が不能であるとき又は履行の追完を拒絶する意思を明確に示したときは、催告をすることなく直ちに契約金額の減額を請求することができる。

- 4 契約不適合が発注者の責に帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、追完請求、前項に規定する契約金額の減額の請求（以下「契約金額減額請求」という。）、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。
- 5 発注者が契約不適合（数量に関する契約不適合を除く。）を知った日から1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、その不適合を理由として、追完請求、契約金額減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、受注者が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

（納入期限の延長）

第7条 受注者は、その責に帰することができない事由により、納入期限内に物品を納入することができないときは、発注者に対し、その理由を明示して、納入期限の延長を求めることができる。ただし、延長の日数は、発注者受注者が協議して定めるものとする。

（遅延違約金）

第8条 受注者の責に帰すべき事由により、納入期限内に物品を納入することができないときは、発注者は受注者から遅延違約金を徴収して納入期限を延長することができる。

- 2 前項の遅延違約金の額は、契約金額（既に納入した部分があるときは、当該部分に対する契約金額相当額を控除した額）に対し、遅延日数に応じ、年3パーセントの割合を乗じて得た額とする。

（契約代金の支払）

第9条 受注者は、第3条の規定による検査に合格したときは、所要の手続きに従って契約代金の支払を請求することができる。

- 2 発注者は、前項による適法な請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内にこれを支払わなければならない。

（遅延損害金）

第10条 発注者の責に帰すべき事由により前条第2項の規定による代金の支払が遅れた場合には、受注者は発注者に対して遅延利息の支払を請求することができる。

- 2 前項の遅延利息の額は、契約金額につき遅延日数に応じ、年3パーセントを乗じて得

た額とする。

(発注者の解除権)

第 11 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告を要せずに直ちに契約を解除することができる。

- (1) 第 2 条の規定に違反し、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供したとき。
- (2) この契約の目的物を納入できないことが明らかであるとき。
- (3) 受注者がこの契約の目的物の納入を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) この契約に違反し、発注者が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、受注者がその違反を是正しないとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、既納部分で検査に合格したものは、発注者の所有とし、発注者は当該部分に対する契約金額相当額を支払わなければならない。

(受注者の解除権)

第 12 条 受注者は、発注者の契約違反によって物品を納入することが不可能となったときは契約を解除することができる。

2 前条第 2 項の規定は前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

(保証期間)

第 13 条 この契約物品の保証期間は、物品の引渡しの日から 1 か年とする。

(協議)

第 14 条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者受注者協議の上定めるものとする。